[事案 2020-207] 転換契約無効請求

· 令和 3 年 7 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に終身保険を転換して契約した組立型保険について、以下の理由により、転換を無効にして、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)転換前契約の解約返戻金から充当される金額については説明されず、給料から引き落とされる金額だけを提示されて、死亡保険金は少なくなるが、保険料は安くなると説明されたことは説明不足である。解約返戻金から充当される金額を含めると、転換前契約よりも保険料は高くなっていた。
- (2) 自分の配偶者は、募集人の説明を聞いただけでは覚えられないため、設計書にマーカーで書き込みをしながら説明を聞いたが、問題となっている箇所にはマーカーの記載がなく、説明を受けていない。
- (3)募集人の言う「下取り」の意味が理解できないまま契約してしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、保障設計書、注意喚起情報を示し、転換前契約の価値を下取りして本契約の充当価格とするため、新規加入より払込保険料が安くなると口頭で説明したものであり、誤った説明はしていない。
- (2)「下取り」の意味が理解できなかったというが、一般的な意味の下取りと同様であり、申立人の職業(金融機関勤務)を考慮しても、理解できなかったとは考えられない。
- (3) 充当保険料についての説明は、保障設計書、注意喚起情報の交付で足りる上、保険証券にも記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないが、早期解決の観点および以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)保険募集にあたっては、募集人はまず契約者の意向を把握しなければならないが、本件では、募集人側の意図によって商品を選定しており、申立人の具体的な要望まで踏み込んで確認していたとは言えず、顧客本位の案内とは考えにくい。
- (2)転換充当価格については、書面上だけではなく、口頭で注意深く丁寧な説明がなされることが望ましい。